

○財務省告示第十九号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
三十年十二月十七日に発行した政府短期証券の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成三十一年一月十一日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第八百二回）

二 発行の根拠の法律及びその条項
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七條第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九條第一項並びに特別
會計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三條第
一項、第九十四條第二項、同條
第四項、第九十五條第一項、第
百三十六條第一項及び第三百十
七條第一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機關は日本銀行とする。

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

十 六	十 五	十 四	十 三		十 二						十 一	十 一	九
払 込 期 日	者 入 札 参 加	場 所 支 払	元 金 支 払	償 還 金 額	償 還 期 限	争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	振 替 単 位
平 成 三 十 年 十 二 月 十 七 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行	額 金 額 百 円 に つ き 百 円	償 還 金 を 支 払 う 。	平 成 三 十 一 年 三 月 二 十 五 日				厘 一 毛	額 金 額 百 円 に つ き 百 円 五 銭 七	厘 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価 格	平 成 三 十 年 十 二 月 十 七 日	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿

の記載又は記録は、最低額面金と

す。整数倍の金額によるものと